

九州医師会連合会災害時医療救護協定書

(一社)大分県医師会、(一社)長崎県医師会、(公社)熊本県医師会、(公社)福岡県医師会、(公社)鹿児島県医師会、(一社)佐賀県医師会、(公社)宮崎県医師会、(一社)沖縄県医師会(以下、「九州医師会連合会」という。)は、九州圏あるいは県境または各県内において発生した災害について、被災した県医師会(以下「被災地県医師会」という。)独自では十分な医療救護活動が実施できない場合において、被災地県医師会の要請に応え、若しくは各県医師会独自の判断において、相互扶助の精神に基づき、支援活動を円滑に遂行することを目的として、次の通り協定を締結する。

(基本的事項)

第1条 相互支援を実施するにおいて、幹事医師会を設定する。

2. 幹事医師会は各県医師会が持ち回りで担当し、九州医師会連合会の主務担当医師会とする。
3. 幹事医師会は、災害時における支援本部の役割を負い、支援要請や必要物資、被災状況等の情報について統括し、各医師会への伝達、及び医療救護班の派遣や物資の支援指示を行う。
4. 被災地県医師会が幹事医師会であって、その機能を果たせない場合には、次期担当医師会がその役を担うこととする。

(相互支援の内容)

第2条 被災地県医師会は、支援が必要と判断するとき、速やかに幹事医師会に連絡し、支援を要請する。

2. 被災地県医師会は、その必要があると判断するとき、可能な限り次の情報を明らかにし、原則として幹事医師会を通じ、第5条に定める連絡手段等有効な方法により、支援を要請するものとする。
 - (1) 被災地県医師会現地対策本部の所在、連絡担当者
 - (2) 被害の状況
 - (3) その他、特に必要と思われる事項
3. 支援内容は、次の通りとする。
 - (1) 医療救護班の派遣
 - (2) 必要な物資の提供
 - (3) 必要な情報の提供
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

4. 支援期間は、原則として、被災地県医師会より要請がなされた後から、要請の取下げが行われるまでとする。ただし、支援する各県医師会が当該医師会の事情その他により要請取下げ以前に支援を終了する旨については、各県医師会の判断に依るものとする。

(支援活動の実施)

第3条 支援を要請された県医師会は、極力これに応じる。

2. 支援活動における指揮は、支援本部である幹事医師会が執る。また、現地における指揮については、消防等現地の指揮系統に従うものとする。
3. 医療救護班の派遣は第1条に定める支援本部の指示により行う。
4. 出動した医師会は、被災状況や支援活動について、適宜支援本部に情報を提供するものとする。
5. 支援活動に当たっては、原則として自己完結型にて行うものとする。

(支援経費の負担及び傷害保険)

第4条 支援に要した費用は、原則として、支援する県医師会の負担とする。医薬品及び医療資機材は支援する県医師会の負担とする。

2. 第3条の規定により派遣された医療救護班等の人員について、救護活動に関する業務に従事し、または協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における保障等については、派遣する県医師会の負担とする。
3. 日本医師会 JMAT、及び災害救助法（第7条5項、第12条、第18条2項、3項）が適用された場合については、日医及び行政の指示に従って支援医師会において必要事項を申請し、費用の清算を行うものとする。

(通信体制の整備)

第5条 各県医師会は、緊急時使用可能であることが期待できる有効な通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図る。

2. 整備した通信体制について、平時、各県医師会における相互通信テストを実施する。
3. 各県医師会は、あらかじめ相互支援のための連絡担当者を決め、災害が発生した時は、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(訓練の実施)

第6条 各県医師会は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(協定の更新)

第7条 各県医師会は、協定の実効性を確保するために、3年毎に本協定を見直すこととし、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、九州医師会連合会が協議して定めるものとする。

第9条 この協定を証するため、本協定書8通を作成し、各県医師会長が署名のうえ、各1通を保有する。

附 則

1. この協定は、平成26年7月4日より効力を生ずる。

平成26年7月4日

一般社団法人	大分県医師会	会長	<u>近藤 稔</u>
一般社団法人	長崎県医師会	会長	<u>蒔本 恭</u>
公益社団法人	熊本県医師会	会長	<u>福田 桐</u>
公益社団法人	福岡県医師会	会長	<u>松田 嶺-良</u>
公益社団法人	鹿児島県医師会	会長	<u>池田 琢哉</u>
一般社団法人	佐賀県医師会	会長	<u>池田 秀夫</u>
公益社団法人	宮崎県医師会	会長	<u>河野 祖行</u>
一般社団法人	沖縄県医師会	会長	<u>宮城 信雄</u>

九州医師会連合会災害時医療救護協定実施細目

(一社)大分県医師会、(一社)長崎県医師会、(公社)熊本県医師会、(公社)福岡県医師会、(公社)鹿児島県医師会、(一社)佐賀県医師会、(公社)宮崎県医師会、(一社)沖縄県医師会は、平成 年 月 日付で締結した九州医師会連合会災害時医療救護協定(以下「協定」という。)第8条の規定に基づき、各県医師会で合意の上、協定の実施に必要な事項を次の通り定める。

(支援本部の設置)

第1条 協定書第1条3項及び4項に定める支援本部の設置について、被災地が複数県に渡り、幹事医師会及び次期担当県医師会双方がその機能を果たせない場合には、九州医師会連合会の主務担当順により順次繰り下げを行い、支援本部として機能可能な県医師会がその役を担う。

(相互支援の内容)

第2条 協定書第2条第3項の支援内容については、次の通りとする。

2. 支援を行う県医師会(以下「支援県医師会」という。)は派遣する医療救護班について、各支援県医師会の実情に応じ、関係諸機関と連携して編成し、1班の活動期間は、自己完結型で活動可能な期間を各県医師会において設定する。
3. 特に被災県医師会から要請のある物品を除き、医療救護班の携行医薬品、医療資機材及び活動に必要な物資は、別表一「日本医師会の定める「JMAT 携行医薬品リスト」を参考にし、その他の物資については、各県医師会において定める。
4. 被災県医師会が有効な通信手段の一部あるいは全部を損失し、情報の伝達が行えない場合は、支援本部が、被災県医師会の人員または派遣された医療救護班等からの報告等をもとに情報の統括を行い、被災県医師会の連絡手段を代替する。

(支援要請の方法)

第3条 支援受け入れ体制については、次の通りとする。

2. 被災県医師会は、災害時における他の医師会からの医療救護班、支援物資の受け入れ場所を連絡するとともに、受け入れが円滑に行われるよう行政その他関係機関と調整の上、担当者を配置する。

(支援活動の実施)

第4条 協定書第3条の支援の実施について、次の通り定める。

2. 医療救護班は、支援県医師会名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
3. 医療救護班、及び各県医師会からの報告については、すべて別表-2に定める様式を共通して用い、支援本部に提供するものとする。
4. 救護所等での傷病者の診察、処置等の記録は別表-3に定める共通の「災害用診療録(処置記録書)」を用いるものとする。
5. 救護所等での傷病者の取り扱いについては、被災地県医師会と連携し、別表-3「災害用診療録(処置記録書)」(複写式)に必要な事項を記入し、1枚を搬送先の後方支援病院に送るものとする。ただし、傷病者が搬送されない場合には当該傷病者のかかりつけ医を記入し、被災地県医師会に送るものとする。
6. 医療救護班の派遣は原則として支援本部の指示に基づいて実施するものであるが、やむをえず支援本部の設置前等その指示に依らず出動した際には、支援本部が設置された段階で、別表-4により必ず報告を行う。なお、報告を行う事項は以下の通りとする。
 - (1) 出動した医療救護班の主な活動場所、活動内容及びその人員
 - (2) 提供した支援物資とその数量
 - (3) 被災状況
 - (4) その他、特に必要と思われる事項
7. 医療救護活動が終了した際は、医療廃棄物やその他の廃棄物は自己処分を原則とする。

(支援経費の負担及び傷害保険)

- 第5条 協定書第4条に定める経費の負担については、支援活動に要したあらゆる経費、及び派遣された人員の傷害保険、また不測の事態に付随して発生したすべての経費について、支援県医師会の負担とする。
2. 被災地県医師会は、災害の状況に応じ、支援県医師会に対する宿舍の確保その他の便宜を供与する。その際の経費は被災地県医師会が負担する。
 3. 被災地県医師会が支援県医師会に対し、宿舍等の供与を行う機能を果たせないときには、支援県医師会が自己手配する。その際費用は支援県医師会が負担する。

(訓練の実施)

第6条 協定書第6条に定める訓練の実施は、次の通りとする。

2. 訓練は、九州医師会連合会主務担当県医師会の主催により、適宜実施する。

(幹事医師会の役割)

第7条 協定書の運用に係る所掌事務は、当該年度の九州医師会連合会主務担当県医師会（以下「幹事医師会」とする。）においてこれに当たるものとする。

2. 九州医師会連合会の次期主務担当県医師会を副幹事医師会とし、幹事医師会がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
3. 幹事医師会が行う所掌事務は次の通りとする。
 - (1) 協定書第5条3項に定める各県医師会の連絡担当者、日本医師会等への連絡、周知
 - (2) 協定書第5条3項に定める各県医師会の連絡担当者の確認、伝達
 - (3) 協定書第7条に定める協定の更新及び調整
 - (4) その他、各県医師会における必要資料の交換促進等協定の運用に必要と思われる全ての事項

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。